

社会福祉法人 恵仁福祉協会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恵仁福祉協会定款（以下「定款」という。）第9条並びに定款第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員に対しては、それぞれの勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給するものとする。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 常勤の理事 | 報酬 |
| (2) 非常勤の理事及び監事 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |

2 退職手当は、役員として勤務し、かつ任期の満了、辞任、又は死亡により退任した場合のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に別表第1に定める額の範囲内で決定する。

2 非常勤の理事及び監事、評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額で決定する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月10日（ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときは、社会福祉法人 恵仁福祉協会給与規程第6条に準じて支給する。）

(2) 退職手当 任期の満了、辞任、又は死亡により退任した後3か月以内

2 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した月の翌月10日に支給する。ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときは、社会福祉法人 恵仁福祉協会給与規程第6条に準じて支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2 項の規定にかかわらず、役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年8月23日 一部改正)

別表第1（第3条第1項第1号関係）

	報 酬
理 事 長	年俸 10,000,000 円 以内
常 務 理 事	年俸 8,000,000 円 以内
理 事	年俸 5,000,000 円 以内

※1. 年俸額を12分の1に分割し、第4条の規定により支給する。但し、分割した額が1,000円単位での端数が生じた場合は、年俸の起算月にまとめて支給する。

※2. 常勤役員報酬の内訳比率は、役員報酬30%、労務賃金70%とする。

別表第2（第3条第2項第1号関係）

	報 酬		
	日 額	半 日 額	1 回につき
理事会・評議員会の出席 行政監査立会、決算監査等	20,000 円	10,000 円	10,000 円